

4

令和8年度

多賀城市各会計予算

多賀城市

目 次

議案第 2 2 号	令和 8 年度多賀城市一般会計予算	・ ・ ・	5
議案第 2 3 号	令和 8 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算	・ ・ ・	1 5
議案第 2 4 号	令和 8 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算	・ ・ ・	2 1
議案第 2 5 号	令和 8 年度多賀城市介護保険特別会計予算	・ ・ ・	2 7
議案第 2 6 号	令和 8 年度多賀城市水道事業会計予算	・ ・ ・	3 3
議案第 2 7 号	令和 8 年度多賀城市下水道事業会計予算	・ ・ ・	3 9

一 般 会 計

議案第 2 2 号

令和 8 年度多賀城市一般会計予算

令和 8 年度多賀城市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 0, 5 0 6, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときにおける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 8 年 2 月 3 日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		9,008,900
	1 市民税	3,923,303
	2 固定資産税	3,588,088
	3 軽自動車税	172,442
	4 市たばこ税	552,313
	5 都市計画税	772,754
2 地方譲与税		146,690
	1 地方揮発油譲与税	27,269
	2 自動車重量譲与税	107,941
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	8,106
	5 特別とん譲与税	3,373
3 利子割交付金		17,450
	1 利子割交付金	17,450
4 配当割交付金		55,925
	1 配当割交付金	55,925
5 株式等譲渡所得割交付金		97,632
	1 株式等譲渡所得割交付金	97,632
6 法人事業税交付金		137,033
	1 法人事業税交付金	137,033
7 地方消費税交付金		1,771,375
	1 地方消費税交付金	1,771,375
8 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		26,514
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	26,514
10 地方特例交付金		124,279
	1 地方特例交付金	124,279
11 地方交付税		4,468,922
	1 地方交付税	4,468,922
12 交通安全対策特別交付金		8,510
	1 交通安全対策特別交付金	8,510

款	項	金 額
13	分担金及び負担金	100,650
	1 負担金	100,650
14	使用料及び手数料	453,849
	1 使用料	374,151
	2 手数料	79,698
15	国庫支出金	6,638,871
	1 国庫負担金	4,823,604
	2 国庫補助金	1,804,280
	3 国庫委託金	10,987
16	県支出金	2,126,835
	1 県負担金	1,442,675
	2 県補助金	556,755
	3 県委託金	127,405
17	財産収入	340,129
	1 財産運用収入	205,448
	2 財産売払収入	134,681
18	寄附金	320,000
	1 寄附金	320,000
19	繰入金	2,115,184
	1 基金繰入金	2,115,181
	2 特別会計繰入金	3
20	繰越金	20,000
	1 繰越金	20,000
21	諸収入	807,451
	1 延滞金、加算金及び過料	3,001
	2 市預金利子	5,926
	3 貸付金元利収入	273,716
	4 受託事業収入	275,255
	5 雑入	249,553
22	市債	1,719,800
	1 市債	1,719,800
歳 入 合 計		30,506,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		221,803
	1 議会費	221,803
2 総務費		4,845,326
	1 総務管理費	4,247,158
	2 徴税費	348,498
	3 戸籍住民基本台帳費	166,037
	4 選挙費	30,617
	5 統計調査費	22,421
	6 監査委員費	30,595
3 民生費		13,178,543
	1 社会福祉費	4,708,836
	2 児童福祉費	6,422,583
	3 生活保護費	2,047,087
	4 災害救助費	37
4 衛生費		1,574,956
	1 保健衛生費	839,864
	2 清掃費	735,092
5 労働費		59,508
	1 労働諸費	59,508
6 農林水産業費		83,006
	1 農業費	82,435
	2 林業費	437
	3 水産業費	134
7 商工費		320,470
	1 商工費	320,470
8 土木費		2,666,706
	1 土木管理費	79,457
	2 道路橋りょう費	312,468
	3 河川費	85,475
	4 都市計画費	2,000,749
	5 住宅費	188,557

款	項	金 額
9	消防費	826,669
	1 消防費	826,669
10	教育費	4,532,447
	1 教育総務費	400,171
	2 小学校費	1,223,027
	3 中学校費	671,435
	4 社会教育費	1,408,093
	5 保健体育費	829,721
11	災害復旧費	1
	1 災害復旧費	1
12	公債費	1,924,706
	1 公債費	1,924,706
13	諸支出金	207,677
	1 普通財産取得費	207,677
14	予備費	64,182
	1 予備費	64,182
	歳 出 合 計	30,506,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公金収納（コンビニ収納及びスマホ決済）業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	令和9年度から令和11年度までの各年度の予算の範囲内
地域活動支援センター管理運営業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	40,500千円
障害者自動車等燃料費助成金	令和9年度	令和9年度予算の範囲内
福祉タクシー助成金	令和9年度	令和9年度予算の範囲内
児童発達支援センター運営業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	364,986千円
中小企業者に対する事業資金の融資に伴う損失補償	令和8年度から 令和21年度まで	融資預託額の $\frac{10}{100}$ に相当する額
公共工事に係る中小企業振興資金等の融資に対する利子補給	令和9年度から 令和11年度まで	当該融資額に対する償還利子の $\frac{40}{100}$ に相当する額
業務支援システム借上料	令和9年度から 令和13年度まで	21,046千円
各種保守点検業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	76千円
単価契約に係る複合機の使用	令和9年度	令和9年度予算の範囲内

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設事業	千円 260,700	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入期日の翌日から30年以内に半年賦元利均等償還し、又は元金均等償還し、又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
緊急防災・減災事業	662,400			
脱炭素化推進事業	60,400			
公共施設等適正管理推進事業	7,400			
児童福祉施設整備事業	152,000			
道路橋りょう事業	67,600			
緊急自然災害防止対策事業	75,600			
緊急浚渫推進事業	1,000			
公園整備事業	13,400			
公園事業	13,600			
デジタル活用推進事業	405,700			
計	1,719,800			

国民健康保険特別会計

議案第 23 号

令和 8 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度多賀城市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,583,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 8 年 2 月 3 日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	1,013,362
	1 国民健康保険税	1,013,362
2	使用料及び手数料	600
	1 手数料	600
3	国庫支出金	4,038
	1 国庫補助金	4,038
4	県支出金	4,070,175
	1 県補助金	4,070,175
5	財産収入	3,806
	1 財産運用収入	3,806
6	繰入金	485,914
	1 他会計繰入金	397,732
	2 基金繰入金	88,182
7	繰越金	2
	1 繰越金	2
8	諸収入	5,103
	1 延滞金、加算金及び過料	3,001
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2,101
	歳 入 合 計	5,583,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 69,149
	1 総務管理費	19,768
	2 徴税費	47,203
	3 運営協議会費	503
	4 趣旨普及費	1,675
2 保険給付費		4,006,049
	1 療養諸費	3,445,783
	2 高額療養費	538,256
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	17,508
	5 葬祭費	4,500
	6 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		1,396,671
	1 医療給付費分	927,442
	2 後期高齢者支援金等分	336,461
	3 介護納付金分	102,264
	4 子ども・子育て支援納付金分	30,504
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		84,643
	1 保健事業費	84,643
6 基金積立金		3,806
	1 基金積立金	3,806
7 公債費		10
	1 公債費	10
8 諸支出金		7,104
	1 償還金及び還付加算金	7,103
	2 繰出金	1
9 予備費		15,567
	1 予備費	15,567
歳 出 合 計		5,583,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公金収納（コンビニ収納及びスマホ決済）業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	令和9年度から令和11年度までの各年度の予算の範囲内

後期高齢者医療特別会計

議案第 2 4 号

令和 8 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度多賀城市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 7 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 3 日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		784,556
	1 後期高齢者医療保険料	784,556
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 国庫支出金		1,485
	1 国庫補助金	1,485
4 繰入金		186,655
	1 他会計繰入金	186,655
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,253
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,250
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
	歳 入 合 計	974,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	13,145
	1 総務管理費	11,169
	2 徴収費	1,976
2	後期高齢者医療広域連合納付金	957,731
	1 後期高齢者医療	957,731
3	諸支出金	1,251
	1 償還金及び還付加算金	1,250
	2 繰出金	1
4	予備費	1,873
	1 予備費	1,873
	歳 出 合 計	974,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公金収納（コンビニ収納及びスマホ決済）業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	令和9年度から令和11年度までの各年度の予算の範囲内

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第 25 号

令和 8 年度多賀城市介護保険特別会計予算

令和 8 年度多賀城市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 352, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 8 年 2 月 3 日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		1,125,955
	1 介護保険料	1,125,955
2 使用料及び手数料		90
	1 手数料	90
3 国庫支出金		1,102,695
	1 国庫負担金	882,185
	2 国庫補助金	220,510
4 支払基金交付金		1,389,488
	1 支払基金交付金	1,389,488
5 県支出金		757,726
	1 県負担金	708,489
	2 県補助金	49,237
6 財産収入		3,936
	1 財産運用収入	3,936
7 繰入金		972,085
	1 他会計繰入金	817,174
	2 基金繰入金	154,911
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		24
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 市預金利子	1
	3 雑入	22
歳 入 合 計		5,352,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		102,574 <small>千円</small>
	1 総務管理費	13,605
	2 徴収費	3,333
	3 介護認定審査会費	85,138
	4 運営協議会費	498
2 保険給付費		4,894,571
	1 介護サービス等諸費	4,651,615
	2 高額介護サービス等費	117,789
	3 高額医療合算介護サービス等費	17,860
	4 特定入所者介護サービス等費	107,307
3 地域支援事業費		344,112
	1 介護予防事業費	11,950
	2 包括的支援事業・任意事業費	92,218
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	239,944
4 保健福祉事業費		1,717
	1 保健福祉事業費	1,717
5 基金積立金		3,946
	1 基金積立金	3,946
6 公債費		4
	1 公債費	4
7 諸支出金		2,003
	1 償還金及び還付加算金	2,002
	2 繰出金	1
8 予備費		3,073
	1 予備費	3,073
歳 出 合 計		5,352,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公金収納（コンビニ収納及びスマホ決済）業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	令和9年度から令和11年度までの各年度の予算の範囲内

水道事業会計

議案第26号

令和8年度多賀城市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度多賀城市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	25,834戸
(2) 年間総配水量	5,732,518 m ³
(3) 1日平均配水量	15,706 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水管整備事業	107,972千円
イ 配水管改良事業	156,116千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,799,081千円
第1項 営業収益	1,665,745千円
第2項 営業外収益	133,334千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,666,946千円
第1項 営業費用	1,603,131千円
第2項 営業外費用	61,556千円
第3項 特別損失	1,259千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額349,528千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,774千円、過年度分損益勘定留保資金143,051千円、当年度分損益勘定留保資金160,633千円及び減債積立金23,070千円で補填する。)

収 入

第1款 資本的収入	68,522千円
第1項 企業債	49,200千円
第2項 他会計負担金	1,088千円
第3項 水資源開発負担金	369千円
第4項 補助金	17,864千円
第5項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	418,050千円
第1項 建設改良費	264,528千円
第2項 企業債償還金	153,322千円
第3項 予備費	200千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
自動車借上料	令和9年度から 令和10年度まで	257千円
公金収納(コンビニ収納及び スマホ決済)業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	令和9年度から 令和11年度までの 各年度の予算の範囲内

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	千円 49,200	証書借入れ又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れ資金に直して見つけた後は、該利率)	借入期日の翌日から30年以内均等に償還し、償還金は均等に返済する。ただし、条件により短縮又は繰上返済することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における当該各項間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

163,304千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当負担金として多賀城市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,228千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、15,204千円と定める。

令和 8 年 2 月 3 日 提出

多賀城市長 深谷 晃祐

下 水 道 事 業 会 計

議案第 27 号

令和 8 年度多賀城市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度多賀城市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	61,426 人
(2) 年間総処理水量	6,946,880 m ³
(3) 1 日平均処理水量	19,033 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 雨水施設整備及び改良工事	230,285 千円
イ 汚水施設整備及び改良工事	92,278 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 公共下水道事業収益	3,187,939 千円
第 1 項 営業収益	1,976,895 千円
第 2 項 営業外収益	1,211,042 千円
第 3 項 特別利益	2 千円
支 出	
第 1 款 公共下水道事業費用	2,904,645 千円
第 1 項 営業費用	2,788,961 千円
第 2 項 営業外費用	114,482 千円
第 3 項 特別損失	202 千円
第 4 項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,030,807千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,959千円、当年度分損益勘定留保資金747,513千円、繰越利益剰余金処分別10,000千円及び当年度利益剰余金処分別264,335千円で補填する。)

収 入	
第1款 資本的収入	516,523千円
第1項 企業債	289,100千円
第2項 他会計出資金	20,000千円
第3項 他会計補助金	137,209千円
第4項 工事負担金	213千円
第5項 補助金	70,000千円
第6項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,547,330千円
第1項 建設改良費	322,563千円
第2項 企業債償還金	1,223,767千円
第3項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金 利子補給	令和9年度から 令和12年度まで	当該融資額に対する契約 利率に相当する額
水洗便所改造資金 損失補償	令和8年度から 令和12年度まで	当該未償還額の1割に相 当する額
自動車借上料	令和9年度から 令和10年度まで	631千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 143,400	証書借入れ又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で直借資金に直つて見つけた後は、該利率)	借入期日の翌日から40年以内均等償還し、償還条件は、財政の都合により短縮し、又は低利率にできる。
流域下水道事業	76,100			
資本費平準化債	10,900			
下水道事業債(特別措置分)	58,700			
計	289,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款公共下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における当該各項間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 154,557千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業安定のため多賀城市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、158,611千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金10,000千円及び当年度利益剰余金のうち264,335千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 274,335千円

令和8年2月3日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

